

令和 7 年 5 月

第 26 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分について（訴えの提起（国家賠償請求控訴事件））

< 予算 >

- 議案第 5 6 号 令和 7 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 5 7 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 8 号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 9 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 0 号 尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 1 号 尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 2 号 尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例について
- 議案第 6 3 号 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 6 4 号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 6 5 号 物件の買入れについて（市立小中学校の児童生徒用端末）
- 議案第 6 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立休日夜間急病診療所）

- 議案第 67 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）
- 議案第 68 号 工事請負契約について（東消防署新築工事）

報告

報告第 1 号

専決処分について

尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例（令和 7 年尼崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）別表第 1 の改正規定を次のように改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,800	218,400	266,200	299,600	357,100	411,300	458,200	514,200
	2	184,900	220,500	267,300	300,900	358,900	413,300	467,200	524,400
	3	186,000	222,600	268,500	302,600	360,700	415,300	475,600	531,300
	4	187,100	224,800	269,600	304,300	362,200	417,300	484,000	536,900
	5	188,300	225,700	270,700	305,600	364,300	419,100	491,600	542,100
	6	189,500	226,600	271,900	306,900	366,100	421,100	498,500	547,600
	7	190,600	227,400	272,700	307,900	368,000	423,000	504,400	551,000
	8	191,700	228,300	274,000	309,200	369,800	424,900	508,800	554,200
	9	193,500	229,900	275,100	310,800	371,300	426,700	513,000	557,200
	10	195,300	231,200	276,200	312,500	373,100	428,700		
	11	197,100	232,500	277,600	314,100	374,800	430,800		
	12	199,000	234,000	278,700	315,700	376,600	432,600		
	13	200,500	235,000	280,000	317,400	378,700	434,200		
	14	202,700	235,900	281,100	319,100	380,700	435,800		
	15	205,000	237,400	282,300	320,800	382,700	437,300		
	16	207,400	238,900	283,400	322,300	384,400	438,800		
	17	209,400	240,400	284,800	324,300	386,100	439,900		
	18	211,600	242,000	286,000	325,900	387,800	441,000		
	19	213,600	243,400	287,100	327,700	389,400	442,100		
	20	215,800	244,800	288,400	329,000	391,000	443,200		
	21	218,000	246,200	289,200	330,800	392,500	444,200		
	22	220,100	247,800	290,400	332,600	393,900	445,100		
	23	222,200	249,000	291,700	334,200	395,400	446,100		
	24	224,400	250,300	293,100	335,300	396,800	447,000		
	25	225,300	251,600	294,700	337,200	398,300	447,800		
	26	226,200	252,900	295,800	339,200	399,700	448,700		
	27	227,000	254,100	296,800	341,100	401,100	449,400		
	28	227,900	255,200	298,100	342,400	402,400	450,100		
	29	229,500	256,400	299,200	344,100	403,700	450,800		
	30	230,800	257,400	300,400	345,700	404,800	451,600		
	31	232,100	258,300	301,600	347,400	405,800	452,400		
	32	233,600	259,200	302,600	349,100	406,800	453,200		
	33	234,600	260,100	304,100	350,800	407,700	454,000		
	34	235,400	261,200	305,600	352,700	408,500	454,800		
	35	236,300	261,800	306,900	354,600	409,300	455,600		
	36	237,400	262,800	308,300	356,400	409,900	456,300		
	37	238,600	263,700	309,600	358,200	410,600	457,100		
	38	239,600	264,600	310,900	359,900	411,200	457,900		
	39	240,500	265,500	312,400	361,600	411,800	458,700		
	40	241,700	266,600	313,900	363,000	412,400	459,400		
	41	242,800	267,500	315,000	364,200	413,000	460,200		
	42	244,000	268,200	316,300	365,700	413,500	461,000		
	43	245,000	268,900	317,500	366,900	414,100	461,800		

44	245,900	269,800	318,500	367,900	414,700	462,500
45	246,700	270,500	319,800	368,900	415,300	463,300
46	247,500	271,300	321,100	370,000	415,900	464,000
47	248,300	272,100	322,300	371,100	416,500	464,700
48	249,200	272,900	323,400	372,000	417,100	465,400
49	249,600	273,400	323,900	373,000	417,500	466,200
50	250,100	274,100	324,600	373,900	418,100	467,000
51	250,600	274,900	325,200	374,900	418,700	467,700
52	251,100	275,500	326,000	375,700	419,300	468,400
53	251,400	276,300	326,600	376,500	419,700	469,200
54	251,900	277,100	327,400	377,400	420,300	470,000
55	252,400	277,900	328,200	378,300	420,900	470,700
56	252,700	278,700	328,900	379,000	421,500	471,400
57	253,100	279,600	329,700	379,800	422,000	472,200
58	253,400	280,400	330,400	380,500	422,600	473,000
59	253,700	281,300	331,000	381,300	423,200	473,700
60	254,000	282,000	331,600	381,900	423,700	474,400
61	254,300	282,700	332,000	382,600	424,200	475,200
62	254,600	283,500	332,600	383,300	424,800	476,000
63	254,900	284,200	333,100	384,000	425,400	476,700
64	255,200	284,700	333,600	384,600	425,900	477,400
65	255,500	285,200	334,100	385,300	426,400	478,200
66	255,800	285,900	334,500	386,000	427,000	479,000
67	256,100	286,800	334,900	386,700	427,600	479,700
68	256,400	287,500	335,400	387,300	428,100	480,400
69	256,700	288,000	335,900	387,900	428,600	481,200
70	257,000	288,300	336,400	388,700	429,200	482,000
71	257,300	288,900	336,900	389,400	429,800	482,700
72	257,600	289,400	337,400	390,200	430,300	483,400
73	257,900	289,500	337,800	390,800	430,800	
74	258,200	289,900	338,300	391,500	431,300	
75	258,500	290,300	338,700	392,100	431,900	
76	258,800	290,800	339,000	392,800	432,400	
77	259,100	291,000	339,400	393,600	432,900	
78	259,400	291,200	339,900	394,200	433,500	
79	259,700	291,400	340,300	394,700	434,100	
80	260,000	291,600	340,700	395,300	434,600	
81	260,300	292,100	341,200	395,900	435,100	
82	260,600	292,200	341,700	396,500	435,700	
83	260,900	292,800	342,000	397,000	436,300	
84	261,200	293,300	342,400	397,600	436,800	
85	261,500	293,600	342,700	398,200	437,300	
86	261,800	293,900	343,100	398,700	437,900	
87	262,100	294,400	343,500	399,200	438,500	
88	262,400	294,700	343,800	399,800	438,900	
89	262,700	295,100	344,100	400,400	439,400	
90	263,000	295,400	344,500	400,900		
91	263,300	295,800	344,900	401,400		
92	263,600	296,200	345,200	402,000		
93	263,900	296,500	345,500	402,600		
94		297,000	345,900	403,100		

	95		297,400	346,400	403,600				
	96		297,800	346,700	404,200				
	97		298,000	347,200	404,800				
	98		298,500	347,700	405,300				
	99		298,900	348,100	405,800				
	100		299,400	348,300	406,400				
	101		299,900	348,800	407,000				
	102		300,300	349,300	407,500				
	103		300,800	349,800	408,000				
	104		301,300	350,200	408,600				
	105		301,800	350,700	409,200				
	106		302,200	351,200	409,700				
	107		302,700	351,700	410,200				
	108		303,200	352,100	410,800				
	109		303,500	352,600	411,400				
	110		304,000	353,100	411,900				
	111		304,500	353,500	412,400				
	112		304,900	353,900	412,900				
	113		305,200	354,400	413,500				
	114		305,700	354,700	414,000				
	115		306,100	355,100	414,500				
	116		306,500	355,500	415,100				
	117		306,800	356,000	415,700				
	118			356,500	416,200				
	119			357,000	416,700				
	120			357,400	417,300				
	121			357,900	417,900				
	122			358,400	418,400				
	123			358,900	418,900				
	124			359,300	419,500				
	125			359,700	420,100				
	126			360,200	420,600				
	127			360,700	421,100				
	128			361,100					
	129			361,600					
	130			362,100					
	131			362,600					
	132			363,000					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000
摘要 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

行政職給料表の一部を修正するため、条例改正が必要となり、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をしたことから、同条第３項の規定により、本案を提出する。

報告第2号

専決処分について

国家賠償請求控訴事件の訴えの提起について、令和7年4月25日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和7年5月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 事 件 名 国家賠償請求控訴事件

2 裁 判 所 大阪高等裁判所

3 当 事 者 控訴人

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被控訴人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 事件の概要

被控訴人は、その所有する土地が大工場が集中して立地する地区内に存するため、当該地区については正しくは「大工場地区」の用途地区に該当すると判定されるべきであったにもかかわらず、控訴人本市が当該地区について誤ってより評価額が高くなる「中小工場地区」の用途地区に該当すると判定したうえで当該土地を評価してその固定資産税等の賦課決定を行ったことにより、過大な金額の固定資産税等の支払を強いられたとして、控訴人に対して損害賠償金の支払を求めて神戸地方裁判所尼崎支部に提起していた同庁令和4年（ワ）第647号国家賠償請求事件について、令和7年4月22日判決言渡しがあったが、控訴人に対して損害賠償金の支払を命じた敗訴部分は不服であるので控訴したもの

(説 明)

国家賠償請求事件に係る控訴について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたことから、同条第3項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

判決の要旨

- 1 被告は、原告に対し、1億9333万3896円及び納付済額の各納付日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

予 算

議案第 56 号

令和 7 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算
(第 1 号)

令和 7 年度尼崎市の特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市 長 松 本 眞

第 1 表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 シ ス テ ム 関 係 経 費	令和9年度	3, 500	令和9年度	9, 358

特 別 会 計

後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議56-4

1 債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和7年度以降の支出

予定額等に関する調書

(単位 千円)

變更

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 （ 見 込 ） 額		令 和 7 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				摘 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
後期高齢者医療制度システム関係経費	補 正 前 の 額 3,500			令和9年度まで	3,500				3,500	
	補 正 額 5,858			令和9年度まで	5,858				5,858	
	補 正 後 の 額 9,358			令和9年度まで	9,358				9,358	

条 例

議案第 57 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 26 条第 1 項ただし書中「除く。）若しくは」を「除く。）、」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。以下同じ。）（前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 27 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 27 条の 3 第 1 項中「有するものに限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者で合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 33 条の 8 第 1 項中「第 145 条の 5」を「第 145 条の 13」に改め、同条第 8 項中「控除の限度額で令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で令で定めるもの並びに」を「政令で定めるところにより計算した金額並びに」に改める。

第 62 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下で、かつ、

最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

附則第１０項第１７号中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同項第１８号中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同項第１９号中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同項第２０号中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改め、附則第２５項中「令和７年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改め、附則第４５項の次に次の１項を加える。

（加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例）

４５の２ 令和８年４月１日以後に第７１条第１項に規定する売渡し等が行われた加熱式たばこ（製造たばこ（法第４６６条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項において同じ。）で第７１条第２項第１号オに該当するものをいう。）に係る同条第１項の製造たばこの本数は、同条第４項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第３０条の３に規定するところにより算定するものとする。

附則第７２項の前の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同項中「に係る区分所有」を「（以下「特定マンション」という。）に係る区分所有」に、「、同項」を「同項」に、「、当該」を「、その適用を受けようとする区分所有に係る家屋に係る」に、「同項に」を「申告期間（同項に」に改め、「以内」の次に「の期間をいう。次項から附則第７３項の３までにおいて同じ。）」を加え、附則第７３項を次のように改める。

７３ 特定マンションに係る区分所有に係る家屋について法附則第１５条の９の３第１項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による提出をすることができなかった場合は、同項の規定にかかわらず、その適用を受けようとする区分所有に係る家屋に係る特定マンションに係る申告期間の経過後に、同項各号に掲げる事項及び同項の規定による提出をすることができなかった理由を記載した申告書に同項に規定する書類を添えて市長に提出することができる。

附則第７３項の次に次の２項を加える。

73の2 特定マンションの管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。次項において同じ。）は、その特定マンションに係る区分所有に係る家屋について法附則第15条の9の3第1項の規定の適用を受けようとする者がある場合は、その適用を受けようとする者に係る区分所有に係る家屋に係る特定マンションに係る申告期間内に、同条第2項に規定する書類で当該特定マンションに係るものを市長に提出することができる。

73の3 特定マンションの管理者等は、その特定マンションに係る区分所有に係る家屋について法附則第15条の9の3第1項の規定の適用を受けようとする者がある場合において、前項の規定による提出をすることができなかつたときは、同項の規定にかかわらず、その適用を受けようとする者に係る区分所有に係る家屋に係る特定マンションに係る申告期間の経過後に、同条第2項に規定する書類で当該特定マンションに係るものに前項の規定による提出をすることができなかつた理由を記載した書類を添えて市長に提出することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第21条、第26条第1項ただし書、第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項の改正規定並びに次項から付則第5項までの規定 令和8年1月1日

(2) 第33条の8第1項の改正規定及び附則第45項の次に1項を加える改正規定並びに付則第7項及び第8項の規定 令和8年4月1日

（市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第21条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個

人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の条例第 26 条第 1 項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。以下同じ。）（前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 4 改正後の条例第 27 条の 2 第 1 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与（改正後の条例第 26 条第 1 項ただし書に規定する給与をいう。以下同じ。）について提出する扶養親族等申告書（尼崎市市税条例第 27 条の 2 第 4 項に規定する扶養親族等申告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

- 5 改正後の条例第 27 条の 3 第 1 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等（同項に規定する公的年金等をいう。以下同じ。）について提出する扶養親族等申告書（尼崎市市税条例第 27 条の 3 第 3 項に規定する扶養親族等申告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 6 改正後の条例第 62 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 7 別段の定めがあるものを除き、令和 8 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例附則第 45 項の 2 に規定する加熱式たばこをいう。以下同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に尼崎市市税条例第

7 1 条第 1 項に規定する売渡し等が行われた加熱式たばこに係る同項の製造たばこの本数は、同条第 4 項及び改正後の条例附則第 4 5 項の 2 の規定にかかわらず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）附則第 1 1 条第 2 項に規定するところにより算定するものとする。

（説 明）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 58 号

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（平成 28 年尼崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 尼崎市立日新中学校の項の次に次の 1 項を加える。

尼崎市立尼崎琴葉中学校	尼崎市南城内 10 番地の 2
-------------	-----------------

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎琴葉中学校を設置するため、条例改正が必要であることから、
本案を提出する。

議案第 59 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 号イ中「80 万円」を「尼崎市長が規則で定める額」に改め、同条第 12 号中「800,000 円」を「規則で定める額」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号イ中「800,000 円」を「規則で定める額」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 11 号イ及び第 12 号並びに第 3 条第 1 項（第 1 号イに係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の対象医療（改正後の条例第 2 条第 11 号アに規定する対象医療をいう。以下同じ。）に係る医療費助成（改正後の条例第 3 条第 1 項に規定する医療費助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の対象医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。

（説 明）

福祉医療費助成事業の低所得者の定義における合計所得金額等の基準について、条例規定から規則委任事項に改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第60号

尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について

尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月13日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

第1条 尼崎市子ども・子育て審議会条例（平成25年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条第1項及び第3項」を「第8条第3項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「本市」を「市」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法第35条第6項その他の法令の規定により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項

第3条第2項を削り、同条第3項中「審議会に、」を削り、「特別委員」を「審議会に臨時委員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項及び第5項を削る。

第4条を次のように改める。

（委嘱）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉又は学校教育の関係者
- (3) 子ども及びその保護者を支援する団体の代表者
- (4) 事業主又は労働者の代表者

(5) 市民の代表者

- 2 前条第2項の臨時委員（以下「審議会臨時委員」という。）は、前項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が教育委員会及び会長の意見を聴いて委嘱する。

第10条を第12条とし、第9条を削る。

第8条第2項中「部会は、」を「部会に属すべき委員等は、委員等のうちから」に改め、「委員で組織する」を削り、同条第3項中「部会長は当該」を「その」に、「会長が、」を「、部会長は会長が、」に、「部会長が」を「その部会の部会長が」に改め、同条第4項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「第6条並びに前条」を「第7条並びに第8条」に改め、同項後段を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（意見の聴取等）

- 第11条 審議会、分科会及び部会は、必要があると認めるときは、審議会にあっては委員等以外の者を、分科会にあってはその属する委員等、専属委員及び分科会臨時委員以外の者を、部会にあってはその属する委員等以外の者をそれぞれその会議に出席させて意見を聴き、又はそれぞれその者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

第7条第1項中「特別委員」を「議事に関係のある審議会臨時委員」に、「以下」を「次項において」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（専門分科会）

- 第9条 審議会に、次に掲げる専門分科会（以下「分科会」という。）を置き、これらの所掌事務は、それぞれ当該号に定める事項その他市長が必要と認める事項を調査審議することとする。

- (1) 児童相談分科会 第2条第6号に掲げる事項（市長が必要と認めるものに限る。）
- (2) 里親分科会 第2条第6号に掲げる事項（市長が必要と認めるものに限る。）

- 2 分科会に属する委員（第4項の規定により分科会に専属委員が置かれた場合にあっては、その置かれた専属委員を含む。）の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童相談分科会 10人
 - (2) 里親分科会 10人
- 3 分科会に属すべき委員及び審議会臨時委員（以下「委員等」という。）は、委員等のうちから会長が指名する。
- 4 分科会の所掌事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会に専属委員を置くことができる。
- 5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会に臨時委員を置くことができる。
- 6 専属委員は、第4条第1項各号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長及びその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。
- 7 第5項の臨時委員（以下「分科会臨時委員」という。）は、第4条第1項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長がその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。
- 8 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長はその分科会に属する委員のうちから会長が、副分科会長はその分科会に属する委員及び専属委員のうちから当該分科会の分科会長がそれぞれ指名する。
- 9 分科会長は、その属する分科会を代表し、会務を総理する。
- 10 副分科会長は、その属する分科会の分科会長を補佐し、当該分科会長に事故があるとき又は当該分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 11 審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とするものとする。
- 12 第5条第1項及び第2項の規定は専属委員について、同条第3項の規定は分科会臨時委員について、前2条の規定は分科会について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第1項中「教育

委員会の意見を聴いて別に」とあるのは「別に」と、前条第１項中「議事」とあるのは「専属委員並びに議事」と、「を含む」とあるのは「及び次条第５項の臨時委員を含む」と読み替えるものとする。第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（任期）

第５条 委員の任期は、２年を超えない範囲内において市長が教育委員会の意見を聴いて別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

２ 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

３ 審議会臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

付則第２項中「第６条」を「第７条」に改める。

第２条 尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

(３) 児童福祉法第２７条第６項及び第３３条の１５第３項、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第２９条その他の法令の規定により同令第４５条の３第４項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項

第９条第１項第１号中「第２条第６号」を「第２条第３号」に改め、「事項（」の次に「児童福祉法第２７条第６項及び第３３条の１５第３項に係るものその他」を加え、同項第２号中「第２条第６号」を「第２条第３号」に改め、「事項（」の次に「児童福祉法施行令第２９条に係るものその他」を加え、同条中第１２項を第１４項とし、第１１項を第１２項とし、同項の次に次の１項を加える。

１３ 分科会に属する委員等、専属委員及び分科会臨時委員は、その分科会において自己又はその配偶者若しくは３親等以内の親族の利害に係る議事に参与することができない。

第 9 条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 分科会に属する委員等、専属委員及び分科会臨時委員は、その分科会に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童相談所の運営にあたり、専門分科会を設置し、調査審議事項を追加するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 1 号

尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について

尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例

尼崎市住環境整備条例（昭和 5 9 年尼崎市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 7 条」を「第 2 6 条の 2」に改める。

第 5 章第 3 節中第 2 7 条の前に次の 1 条を加える。

（保育所等の設置者に対する特定建築等行為の構想の事前説明）

第 2 6 条の 2 中高層建築物の建築又はワンルームマンションの新築（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所その他の規則で定める施設（以下この条において「保育所等」という。）の運営に関して日影等の影響を与えるおそれがある場合として規則で定める場合におけるものに限る。以下「特定建築等行為」という。）をしようとする者（以下「特定建築等行為事業者」という。）は、その特定建築等行為に係る第 2 3 条の規定による開発事業の届出に係る事業計画の作成に着手する前に、当該特定建築等行為の構想をその運営に関して日影等の影響を与えるおそれがある保育所等の設置者に説明しなければならない。

2 特定建築等行為事業者は、前項の規定による説明をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

第 4 5 条中「、開発事業者」の次に「、特定建築等行為事業者」を加え、同条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 特定建築等行為事業者が第 2 6 条の 2 第 1 項の規定による説明又は同条第 2 項の規定による協議を行わないとき。

第 4 5 条の 2 中「、開発事業者」の次に「、特定建築等行為事業者」を、「大規模開発事業、開発事業」の次に「、特定建築等行為」を加え

る。

第45条の3第1項中「若しくは」を「、特定建築等行為事業者若しくは」に改める。

第49条中「第7号から第9号」を「第8号から第10号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市住環境整備条例第26条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に尼崎市住環境整備条例第23条の規定による同条例第15条の2に規定する開発事業の届出に係る事業計画の作成に着手する特定建築等行為（同項に規定する特定建築等行為をいう。）について適用する。

（説 明）

特定建築等行為事業者が、事業計画の作成に着手する前に、特定建築等行為の構想を近隣の保育所等の設置者に説明することを制度化するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 2 号

尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例について

尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市空家空地等対策の推進に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）
- 第 2 章 類似空家等及び空地等の調査等（第 1 0 条・第 1 1 条）
- 第 3 章 空家空地等の発生の予防等（第 1 2 条－第 1 4 条）
- 第 4 章 所有者等による空家空地等の適切な管理の促進等（第 1 5 条－第 1 8 条）
- 第 5 章 類似空家等又は空地等の所有者等に対する措置等（第 1 9 条－第 2 5 条）
- 第 6 章 尼崎市空家空地等対策審議会（第 2 6 条－第 3 1 条）
- 第 7 章 雑則（第 3 2 条）
- 第 8 章 罰則（第 3 3 条）
- 付則

第 1 章 総則

（この条例の目的）

第 1 条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等、類似空家等及び空地等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等、類似空家等及び空地等に係る対策（以下「空家空地等対策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 類似空家等 建築物又はこれに付属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準ずるものとして規則で定めるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (5) 特定類似空家等 次のいずれかに該当する状態にあると認められる類似空家等をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (6) 管理不全類似空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定類似空家等に該当することとなるおそれがある状態にあると認められる類似空家等をいう。
- (7) 空地等 その上に建築物及びこれに付属する工作物のいずれもが存しない土地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下この号において同じ。）で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
 - ア 人が使用していないことが常態である土地（これに準ずる状態にある土地として規則で定める土地を含む。）
 - イ 人が使用している土地で規則で定めるもの

- (8) 特定空地等 次のいずれかに該当する状態にあると認められる空地等をいう。
- ア そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある状態
- イ 第5号イからエまでのいずれかに該当する状態
- (9) 管理不全空地等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空地等に該当することとなるおそれがある状態にあると認められる空地等をいう。
- (10) 関連事業者 不動産業、建設業その他の空家等、類似空家等又は空地等（以下「空家空地等」という。）の活用等と関連する事業を営む者をいう。
- (11) 自治会等 自治会その他の地域住民により構成された団体をいう。
- (12) 市民活動団体等 社会貢献その他の公益の増進を目的とする活動で営利を目的としないものに取り組む個人又は法人その他の団体（自治会等を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 空家空地等対策は、次の各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき行われなければならない。

- (1) 空家等及び類似空家等は、人口の減少が進む中であって、なお既存の住宅の除却を上回る数の新規の住宅の建設が行われることにより増加することに鑑み、住宅の供給は、空家等及び類似空家等を含む既存の住宅の活用並びに当該住宅の除却に伴うその跡地における新規の住宅の建設を基本とすること。
- (2) 住宅は、地域住民の生活及び諸活動を支える基盤となるものであり、これを良好な状態で利用し、又は管理することにより、世代を超えて当該基盤となることが期待されることに鑑み、住宅を構成する建築物又は土地の所有者は、その建築物又は土地について、地域住民の生活環境の保全に向けて良好な状態で利用し、又は管理すること。
- (3) 土地は、現在及び将来における地域住民のための限られた貴重な資源であり、かつ、地域住民の諸活動にとって不可欠の基盤である

こと、土地の利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること等に鑑み、土地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その周辺の生活環境の保全を図るとの観点から、その土地を適切に利用し、又は管理すること。

(4) 空家等又は類似空家等の除却後の跡地及び空地等は、無接道敷地及び狭小地の解消並びに地域の防災性の向上に向けて、隣地の統合その他の手段により有効活用を図ること。

(5) 空家空地等対策は、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、空家空地等の所有者等、市、関連事業者、自治会等及び市民活動団体等が連携し、及び協力して推進すること。

（空家空地等の所有者等の責務）

第4条 空家空地等の所有者等は、基本理念にのっとり、その空家空地等について、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しなければならない。

2 空家等又は類似空家等（これらの敷地を除く。以下この項において「対象建築物等」という。）が借地上に存する場合におけるその存する対象建築物等の敷地の所有者等は、基本理念にのっとり、当該対象建築物等の所有者等に対して、当該対象建築物等について、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにするため適切に管理させるよう努めなければならない。

3 空家空地等の所有者等は、市が実施する空家空地等対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、基本理念にのっとり、空家空地等対策に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するとともに、空家空地等の所有者等に対してその適切な管理について啓発を行うものとする。

2 市は、特定空家空地等（特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等をいう。以下同じ。）又は管理不全空家空地等（管理不全空家等、管理不全類似空家等又は管理不全空地等をいう。以下同じ。）の所有者等によるその特定空家空地等又は管理不全空家空地等の適切な管理

の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（関連事業者の責務）

第6条 関連事業者は、基本理念にのっとり、空家等及び類似空家等を含む既存の住宅の活用、当該住宅の除却に伴うその跡地における新規の住宅の建設、隣地の統合その他の手段による空家空地等の有効活用に向けた空家空地等に関する取引の促進に努めるものとする。

（自治会等及び市民活動団体等の役割）

第7条 自治会等及び市民活動団体等は、管理不全空家等又は管理不全類似空家等に該当し、又は該当するおそれがある空家等又は類似空家等について、所有者等による早急な修繕又は除却を促進することにより、その修繕後の空家等若しくは類似空家等又はその除却後の跡地の有効活用が図られ、もって地域の活性化に資するといった好循環が期待されることを踏まえ、その活動地域内（市民活動団体等にあつては、本市の区域内）に存する空家等又は類似空家等の有効活用に向けて、積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 自治会等は、その活動地域内に存する空家空地等について、地域住民の交流の機会の提供その他の活動を通じて、有効活用の促進及び適切な管理の確保に向けた所有者等の意識の涵養^{かん}に努めるものとする。

（相互の協力）

第8条 空家空地等の所有者等、市、関連事業者、自治会等及び市民活動団体等は、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、相互に協力するものとする。

2 市は、空家空地等の所有者等、関連事業者、自治会等及び市民活動団体等の間の相互理解が深まり、相互協力が推進されるよう、これらの者の交流の促進その他必要な取組を積極的に講ずるものとする。

（空家空地等対策についての計画の策定）

第9条 市は、空家空地等対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する基本指針（以下「基本指針」という。）を参酌して、空家空地等対策についての計画を定めるものとする。

第2章 類似空家等及び空地等の調査等

（実態調査等）

第10条 市長は、類似空家等又は空地等の所在及びその所有者等を把握するための調査その他類似空家等及び空地等についてこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係する他の地方公共団体の長その他の者に対して、類似空家等又は空地等の所有者等の把握について必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

（立入調査）

第11条 市長は、第20条の規定の施行に必要な限度において、類似空家等又は空地等の所有者等に対し、その類似空家等若しくは空地等に関する事項について報告させ、又はその職員若しくはその委任した者（以下「職員等」という。）に類似空家等若しくは空地等と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により職員等を類似空家等又は空地等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、その立ち入らせようとする類似空家等又は空地等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難である場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により職員等を類似空家等又は空地等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その立ち入らせようとする職員等に身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 空家空地等の発生の予防等

（所有者等が不明の空家空地等の発生の予防のための支援）

第12条 市長は、建築物の老朽化、建築物又は土地に係る登記の未了その他の事由により、将来において、空家空地等が発生し、かつ、そ

の発生する空家空地等の所有者等が不明となるおそれがあるときは、そのおそれがある建築物又は土地の所有者等に対し、必要な助言又は指導その他の支援を行うことができる。

（管理不全空家空地等の発生の予防のための管理等）

第 13 条 空家空地等の所有者等は、その空家空地等が管理不全空家空地等に該当することとならないように、自らの責任において、規則で定める取組を行うなどして当該空家空地等を適切に管理するよう努めなければならない。

2 市長は、空家空地等が管理不全空家空地等に該当することとなることを予防するために必要があると認めるときは、空家空地等の所有者等に対し、必要な助言又は指導その他の支援を行うことができる。

（自治会等及び市民活動団体等による情報提供等）

第 14 条 自治会等及び市民活動団体等は、その活動地域内（市民活動団体等にあつては、本市の区域内）に存する空家等又は類似空家等について適切な管理が行われていないことにより地域住民の生活環境に多大な影響を及ぼすことが疑われるときは、その事実、その疑いに係る空家等又は類似空家等の状況及びその所有者等に関する情報を市に提供するように努めるものとする。

2 自治会等は、その活動地域内に空家空地等の存在が疑われるとき、その活動地域内に存する建築物若しくは土地について適切な管理が行われていないことにより地域住民の生活環境に多大な影響を及ぼすことが疑われるとき又はその活動地域内において将来、空家空地等が発生し、かつ、その発生する空家空地等の所有者等が不明となるおそれがあることが疑われるときは、これらの疑いに係る建築物又は土地の所有者等にその事実を知らせるほか、当該建築物又は土地の有効活用に向けた有用な情報を広く提供するように努めるものとする。

3 市長は、自治会等又は市民活動団体等がその活動地域内（市民活動団体等にあつては、本市の区域内）に存する空家等又は類似空家等についてその所有者等と連携して有効活用に向けた取組を行おうとするときは、その行おうとする当該取組への支援を行うことができる。

第4章 所有者等による空家空地等の適切な管理の促進等

(所有者等による空家空地等の適切な管理の促進のための支援)

第15条 市長は、第12条、第13条第2項及び次条第1項に規定するもののほか、所有者等による空家空地等の適切な管理を促進するため、空家空地等の所有者等に対し、必要な情報の提供、助言又は指導その他の支援を行うことができる。

(所有者等による空家空地等の有効活用のための助言等)

第16条 市長は、空家空地等の所有者等がその空家空地等を自ら使用する見込みがないときは、その使用する見込みがない空家空地等の所有者等（次項において「対象所有者等」という。）に対し、当該空家空地等の賃貸又は譲渡その他の当該空家空地等の有効活用に資する取組を行うよう助言又は指導を行うことができる。

2 関連事業者は、対象所有者等に対して、空家等及び類似空家等を含む既存の住宅の活用、当該住宅の除却に伴うその跡地における新規の住宅の建設、隣地の統合その他の手段による空家空地等の有効活用についての働き掛けを行うなど、空家空地等に関する取引の促進に努めるものとする。

(空家空地等の有効活用に資する取組)

第17条 市長は、空家空地等に関する取引の促進のために必要な環境の整備、空家空地等の有効活用に関する気運の醸成その他の空家空地等の有効活用に資する取組を行うものとする。

(所有者等による措置に係る技術的援助等)

第18条 市長は、法又はこの条例の規定に基づく市長の助言又は指導に従って特定空家空地等又は管理不全空家空地等の所有者等が必要な措置を講じようとするときは、その講じようとする当該所有者等に対して、必要な技術的援助を行い、又はその講じようとする当該措置に要する経費について助成することができる。

2 市長は、特定空家等、特定類似空家等、管理不全空家等又は管理不全類似空家等（これらの敷地を除く。以下この項において「対象建築物等」という。）が借地上に存する場合におけるその存する対象建築

物等の所有者等が講ずべき措置を講じない場合又は当該所有者等を確知することができない場合において、当該対象建築物等の敷地の所有者等が必要な措置を講じようとするときは、その講じようとする当該所有者等に対して、必要な技術的援助を行い、又はその講じようとする当該措置に要する経費について助成することができる。

第5章 類似空家等又は空地等の所有者等に対する措置等

（管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対する措置）

第19条 市長は、管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対し、基本指針（法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）の例により、その管理不全類似空家等又は管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行った場合において、なおその行った当該助言又は指導に係る管理不全類似空家等又は管理不全空地等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなるおそれが大いだと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全類似空家等又は管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告は、同項の措置について具体的な内容を示して行わなければならない。

（特定類似空家等又は特定空地等の所有者等に対する措置）

第20条 市長は、特定類似空家等又は特定空地等の所有者等に対し、その特定類似空家等又は特定空地等について、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（第2条第5号ア又はイのいずれかに該当する状態にない特定類似空家等にあつては建築物の除却を、特定空地等にあつては除却及び修繕を除く。）を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行った場合において、な

おその行った当該助言又は指導に係る特定類似空家等又は特定空地等の状態が改善されていないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該助言又は指導に係る措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその受けた当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該措置を講じなかった者に対し、相当の期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

（措置命令に係る事前手続等）

第21条 市長は、前条第3項の規定による命令（以下「措置命令」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、措置命令を受けるべき者（以下「受命予定者」という。）に対し、その命じようとする措置の内容、当該措置を命ずることに対する意見書（以下「意見書」という。）の提出期限その他の規則で定める事項を記載した文書（以下「通知書」という。）を交付して、受命予定者又はその代理人（以下「受命予定者等」という。）に意見書及び自己に有利な証拠の提出等を行う機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定による通知書の交付を受けた受命予定者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

- 3 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求が行われたときは、その行われた当該請求に係る受命予定者等の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）を行おうとするときは、その行おうとする意見聴取に係る措置命令に係る措置の内容並びに当該意見聴取の期日及び場所を、当該期日の3日前までに、受命予定者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 5 受命予定者等は、意見聴取に際して、証人を出席させ、又は自己に有利な証拠を提出することができる。

6 措置命令については、尼崎市行政手続条例（平成8年尼崎市条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

7 市長は、措置命令を行った場合においては、その行った措置命令に係る特定類似空家等又は特定空地等における標識の設置、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。ただし、当該特定類似空家等又は特定空地等に関して既に次条第1項の規定による公示を行った場合は、この限りでない。

（危険の周知）

第22条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、特定空家空地等の状態について周知する必要があると認めるときは、その周知の必要がある特定空家空地等の所在地、用途、状態その他周辺住民の生命、身体又は財産を保護するために市長が必要と認める事項について、当該特定空家空地等における標識の設置、インターネットの利用その他の適切な方法により公示することができる。

(1) 法第22条第1項又は第20条第1項の規定による助言又は指導（以下この条において「措置助言等」という。）を行った日（当該助言及び当該指導をいずれも行った場合にあっては、当該助言を行った日）から1月を経過した場合

(2) 措置助言等を受けるべき者を確知することができない場合

2 市長は、前項第1号に該当する場合において、同項の規定による公示を行おうとするときは、あらかじめ、その行おうとする当該公示に係る特定空家空地等について措置助言等を受けた者に対し、当該公示を行う理由その他規則で定める事項を通知し、当該公示を行うことに対する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要があると認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書の規定により同項の規定による通知及び意見を述べる機会の付与を行わずに第1項の規定による公示を行った場合は、その行った当該公示に係る特定空家空地等について措置助言等を

受けた者に通知することが困難な事情がある場合を除き、当該公示後速やかに、当該者に対し、当該公示を行った理由その他規則で定める事項を通知しなければならない。

4 市長は、第1項第2号に該当する場合において、同項の規定による公示後にその行った当該公示に係る特定空家空地等について措置助言等を行うべき者を確知したときは、当該者に通知することが困難な事情がある場合を除き、その確知後速やかに、当該者に対し、当該公示を行った理由その他規則で定める事項を通知しなければならない。

5 市長は、前2項の規定による通知を行う場合において、その行う当該通知に係る第1項の規定による公示が継続しているときは、当該通知を受けた者に対し、その継続している当該公示を行ったことに対する意見を述べる機会を与えなければならない。

6 特定空家空地等の所有者等は、第1項の規定による標識の設置を拒み、若しくは妨げ、又はその設置された標識を破損してはならない。

（行政代執行）

第23条 市長は、措置命令を受けた者がその受けた措置命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該措置命令に係る措置を講じ、又は第三者に当該措置を講じさせることができる。

（尼崎市空家空地等対策審議会への意見聴取）

第24条 市長は、法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令若しくは同条第9項の規定による行政代執行（同条第10項及び第11項の規定による措置を含む。）又は第20条第2項の規定による勧告、措置命令若しくは前条の規定による行政代執行を行おうとするときは、あらかじめ、尼崎市空家空地等対策審議会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要があると認める場合で、あらかじめその意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

（応急措置）

第25条 市長は、特定空家空地等が保安上著しく危険な状態にある場合において、人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、その危害を避けるために必要な最小限度の措置を自ら講じ、又は第三者に講じさせることができる。

2 市長は、前項の規定により同項の措置（以下この条において「応急措置」という。）を自ら講じ、又は第三者に講じさせようとするときは、あらかじめ、その講じ、又は講じさせようとする応急措置の内容を当該応急措置に係る特定空家空地等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等を確知することができない場合又はあらかじめその通知を行ういとまがない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により応急措置を自ら講じ、又は第三者に講じさせたときは、その講じ、又は講じさせた応急措置に要した費用について、規則で定める場合を除き、当該応急措置に係る特定空家空地等の所有者等に対して、納付を命ずるものとする。

第6章 尼崎市空家空地等対策審議会

（設置）

第26条 第24条の規定によりその権限に属させられた事項その他空家空地等対策に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市空家空地等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第27条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も、同様とする。

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第29条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第30条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第31条 第27条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第33条 措置命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

2 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(尼崎市危険空家等対策に関する条例及び尼崎市危険空家等対策審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市危険空家等対策に関する条例（平成 2 7 年尼崎市条例第 8 号）

(2) 尼崎市危険空家等対策審議会条例（平成 2 7 年尼崎市条例第 9 号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた前項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の尼崎市危険空家等対策に関する条例第 8 条第 1 項の規定による助言若しくは指導、同条第 2 項の規定による勧告又は同条第 3 項の規定による命令（これらのうち、施行日以後に特定類似空家等に該当することとなる危険空家等（同条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する危険空家等をいう。）に係るものに限る。）は、それぞれ第 2 0 条第 1 項の規定による助言若しくは指導、同条第 2 項の規定による勧告又は措置命令とみなして、この条例の規定（第 8 章を除く。）を適用する。

4 この条例の施行の際現に付則第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の尼崎市危険空家等対策審議会条例（以下「廃止前の審議会条例」という。）第 1 条の規定により設置されている尼崎市危険空家等対策審議会（以下「旧審議会」という。）は、第 2 6 条の規定により設置された審議会とみなす。

5 この条例の施行の際現に廃止前の審議会条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱され、又は任命された旧審議会の委員（以下「旧審議会委員」という。）である者は、施行日に、第 2 7 条第 2 項の規定により、審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会委員と

しての任期の残任期間と同一の期間とする。

（審議会の招集の特例）

- 6 最初に招集される審議会は、第29条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（尼崎市の環境をまもる条例の一部改正）

- 7 尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「空地の適正管理（第60条―第65条）」を「削除」に改める。

第32条中「及び第63条」を削る。

第6章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第60条から第65条まで 削除

第93条中「の各号」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

（説 明）

空家空地等対策を推進し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 63 号

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 7 年尼崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している」を「、尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（市長が別に定める者に係るものに限る。以下この号において「受領証」という。）

（受領証に相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）を保有している者その他市長が適当と認める」に改める。

第 7 条第 1 号中「（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を除く。）」を削る。

（尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 2 条 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している」を「、尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（市長が別に定める者に係るものに限る。以下この号において「受領証」という。）

（受領証に相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）を保有している者その他市長が適当と認める」に改める。

（尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例（平成29年尼崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「現にその者と」を「その者と現に」に、「親族」を「親族等（親族）」に、「しない」を「していない」に改め、「含む」の次に「。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領証を保有している者をいう」を加え、同項第4号中「現にその者と」を「その者と現に」に、「親族」を「親族等」に改める。

第4条 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領証を保有している」を「、尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（市長が別に定める者に係るものに限る。以下この号において「受領証」という。）（受領証に相当するものとして市長が別に定めるものを含む。）を保有している者その他市長が適当と認める」に改める。

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定（尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第7条第1号の改正規定に限る。）及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市パートナーシップ宣誓制度の制度内容拡充等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 4 号

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 1 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 金楽寺住宅の項の次に次の 1 項を加える。

若草住宅	尼崎市西川 1 丁目
------	------------

別表第 2 金楽寺住宅駐車場の項の次に次の 1 項を加える。

若草住宅駐車場	尼崎市西川 1 丁目
---------	------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 若草住宅の入居に関する手続、若草住宅駐車場の使用に関する手続、若草住宅及び若草住宅駐車場に係る指定管理者（尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第 5 9 条に規定する指定管理者をいう。）の指定に関する手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（委任）

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説 明）

若草住宅の管理を開始するにあたり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 6 5 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 買入れの目的 | 市立小中学校の児童生徒用端末の更新整備を行い、教育 I C T 環境を適正に維持するため |
| 2 | 買入れの物件 | 市立小中学校の児童生徒用端末 |
| 3 | 買入れの方法 | 随意契約 |
| 4 | 買入れの金額 | 1, 8 1 1, 0 2 6, 8 0 0 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 尼崎市下坂部 3 丁目 4 番 3 0 号エクシオグループ（株）兵庫総合技術センター
日本電通株式会社 神戸支店
支店長 辻 田 康 秀 |

（説 明）

市立小中学校の児童生徒用端末を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 66 号

指定管理者の指定について

尼崎市立休日夜間急病診療所の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立休日夜間急病診療所 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市西難波町 6 丁目 1 番 9 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市南塚口町 4 丁目 4 番 8 号
一般社団法人尼崎市医師会
会長 杉 原 加壽子 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立休日夜間急病診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 67 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
保証債務履行請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告
尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

個人 A

同

個人 B

同

個人 C

同

個人 D（個人 C の同居人）

同

個人 E

同

個人 F（個人 A の連帯保証人）

同

個人 G（個人 B の連帯保証人）

- 4 事件の概要 (1) 建物明渡し等請求事件

ア 原告本市は、本市が設置している住宅（以下
「本市住宅」という。）の入居者たる被告個人

A 及び個人 B（以下「被告個人 A ら」という。）に対して、再三にわたり滞納家賃及び滞納駐車場使用料（以下「滞納家賃等」という。）を支払うよう求めたが、被告個人 A らはこれに応じないので、滞納家賃等の支払、賃貸借契約の解除及び使用許可の取消しに伴う本市住宅及び本市住宅に付属して設置している駐車場の明渡し並びに当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃（当該駐車場にあっては、駐車場使用料）の額の 2 倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

イ 原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人 C に対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、同被告はこれに応じないので、滞納家賃の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の損害賠償金（以下「使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

ウ 原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人 C の同居人である被告個人 D に対して、被告個人 C に係る賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの使用損害金の支払の判決を求めるもの

エ 原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人 E に対して、再三にわたり迷惑行為の是正を求めたが、同被告はこれに応じないので、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの使用損害金の支払の判決を求めるもの

(2) 保証債務履行請求事件

原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人 A
らが負うべき家賃債務等の連帯保証人である被告
個人 F 及び個人 G（以下「被告個人 F ら」とい
う。）に対して、再三にわたり被告個人 A らが支
払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員を支払
うよう求めたが、被告個人 F らはこれに応じない
ので、当該滞納家賃及び被告個人 A らに係る賃貸
借契約の解除に伴う本市住宅の明渡しに至るまで
の使用損害金の額に相当する額の金員の支払の判
決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

（説 明）

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。

議案第 68 号

工事請負契約について

東消防署新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 7 年 5 月 13 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 東消防署新築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市西川 1 丁目 97 番の一部
工事概要 新築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価） |
| 4 | 契約の金額 | 1, 033, 816, 300 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
取締役社長 柄 谷 順一郎 |

（説 明）

東消防署新築工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。